

大野西小学校 P T A 専門部設置運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、廿日市市立大野西小学校 P T A 規約（以下「規約」という。）第3条第3項の規定に基づき、専門部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び担当内容）

第2条 専門部の名称及び担当内容は、概ね次のとおりとする。

教養部	広報活動（P T A 会報「さざなみ」）の企画編集発行 学年及び学級懇談会の運営 学級費の監査 その他必要と認める活動
保健部	児童及び会員の保健衛生の向上 学校給食への協力及び援助の方策の企画運営 ベルマークの企画、募集及び整理 その他必要と認める活動
校外部	校外における交通安全指導等 地域諸団体の諸行事への協力 その他必要と認める活動

（部員の構成）

第3条 専門部員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 教養部 各学級の学級委員のうちから1名をもって組織する。
- (2) 保健部 各学級の学級委員のうちから1名をもって組織する。
- (3) 校外部 地区委員をもって組織する。

（正副部長）

第4条 専門部に部長1名及び副部長3名を置く。

- 2 部長及び副部長のうちの2名は、各専門部の部員の互選による。
- 3 副部長のうちの1名は、教職員とする。
- 4 部長は、所属する専門部を代表し、その活動を推進するとともに、会議の議長となる。
- 5 部長に事故があるときは、副部長がその職務を代理する。

（議事）

第5条 専門部の議事は、規約第13条第4項の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年5月8日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成15年4月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成16年4月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成21年4月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 5 この規定は、令和2年4月1日から施工する。